

令和3年

第2回市議会臨時会 報告第2号

専決処分の報告について

令和3年6月17日函館市山の手3丁目54番14号先で発生した道路管理瑕疵による転倒事故の損害賠償の額を令和3年9月22日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

令和3年11月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

29,845円

2 損害賠償の相手方

函館市に在住する50歳代の女性